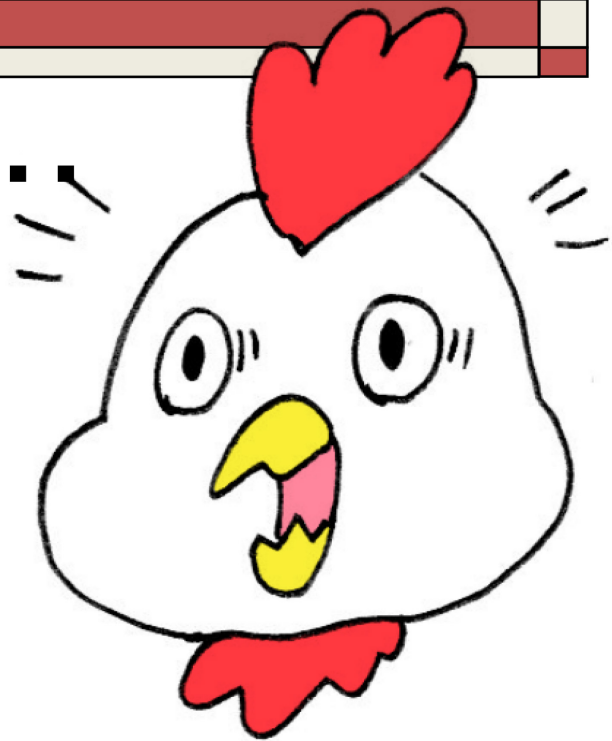


海賊版サイト対策検討会を 傍聴して

読売新聞 若江雅子

取材して感じた……

3つのビックリ



と

ハイライト





2017年夏～ 漫画村の閲覧者数急増

2018年2月16日 知財本部「検証・評価・企画委」

4月13日 政府が緊急対策「3サイトへのブロッキングが適当」

その後、3サイトは事実上閉鎖

6月22日 海賊版サイト対策TFで法制度整備を検討開始

10月15日 TFがとりまとめ断念

4月13日の決定

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（概要）

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

1. 背景

- ▶ 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

- ▶ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合でも、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、**緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるもの**と考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

3. ブロッキング対象ドメインについて

- ▶ 当面の対応としては、**法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置**として、**民間事業者による自主的な取組**として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。
- ▶ サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。

4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性

- ▶ インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、**学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。**

4月13日の政府の決定

- ✓ ブロッキングは通信の秘密の侵害にあたるかもしれないが、
- ✓ 「漫画村」、「アニチューブ」、「MioMio」のような場合は、刑法の「緊急避難」に該当するから違法性は免除される(と政府は解釈する)
- ✓ だから通信事業者は自主的にブロッキングしていいよ

びっくり その1

拙速さ



通信の秘密

日本国憲法

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

通信の秘密

電気通信事業法

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

通信の秘密

第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第164条第2項に規定する通信を含む。)の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。



通信の秘密に属する事項

通信内容並びに通信当事者の住所・氏名、発受信場所及び通信年月日等通信の構成要素の情報

(電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン)

プロバイダ責任制限法(2001年)

- 1996年9月～「電気通信における利用環境整備に関する研究会」
- 1997年10月～「電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会」

※「公然性を有する通信」でも発信者情報などは通信の秘密の対象

児童ポルノのブロッキング

- 2008年5月 与党PTが法規制を検討
- 2009年3月 安心ネットづくり促進協議会が検証開始
- 2009年6月 警察系の「児童ポルノ流通防止協議会」が検討開始
- 2010年3月 「児童ポルノ流通防止協議会」が報告書
- 2010年6月 安心協が報告書
- 2011年3月 社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)を「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体」として選定
- 2011年4月 ブロッキングスタート

サイバー攻撃と通信の秘密

2007年 電気通信事業者における大量通信等への対処と通信の秘密に関するガイドライン

電気通信関連 4 団体

2013年～電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会

2014年 第一次とりまとめ

2015年 第二次とりまとめ

2018年 第三次とりまとめ



では

海賊版サイト

では？



知的財産推進計画2016（抜粋）

2016年5月

デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策

インターネット上の知財侵害に対する諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況の把握等を通じ、その効果や影響を含めて引き続き検討を行う。(短期・中期)(内閣府、関係府省)

知的財産推進計画2017(抜粋)

2017年5月

インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策

インターネット上の海賊版対策については、オンライン広告対策の民間における検討体制の運用について支援するとともに、リーチサイト対策、サイトブロッキングに係る課題の検討など、全体的な取組について関係府省が連携しつつ、引き続き検討を行う。(短期・中期)(内閣府、関係府省)

日本国におけるオンラインでの 著作権侵害への対処 —サイト・ブロッキングの導入に向けて—

弁護士 Michael Schlesinger^{*1}

弁護士 遠山 友寛^{*2}

オンラインでの著作権侵害は、国内外のクリエイターに対して深刻な損害及び利益損失を被らせ、また正当なデジタル・プラットフォームの成長を阻害している。日本国政府は、法律及び憲法に配慮した、適切かつ、バランスのとれたサイト・ブロッキングを直ちに採用すべきである。

I. はじめに

近年、我が国では、著作権を侵害し又はそれを容易

縛から脱却し、サイト・ブロッキングの導入に向けた建設的な議論の一助とするべく、サイト・ブロッキングに関する諸外国の導入事例を整理した上で、憲法及



でも

「前は、なんか変なこと言っている
人がいるな・・・という程度のキワ
モノの扱いだっただのが

急に現実味を帯びてきたのは去
年の終わりから今年の頭ごろ」

(某出版社幹部)



2017年夏～

漫画村の閲覧者数急増

2018年2月16日

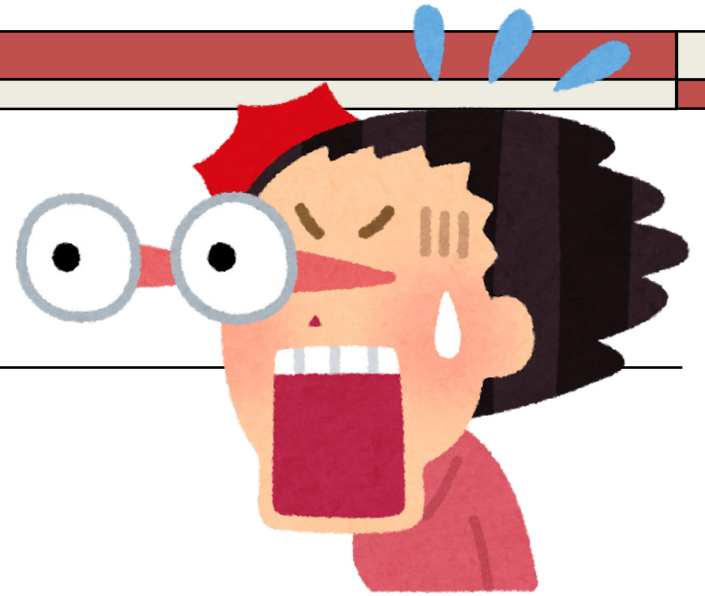
知的財産戦略本部会合の検証・評価・企画委員会で
ブロッキングがテーマ

2018年3月19日

菅官房長官の記者会見発言

「ブロッキング含め、あらゆる方策の可能性を検討」

2018年4月13日 政府の緊急対策



「知財村」という閉じた世界だけ
の議論しか経ずに

他の様々な問題が絡むのに、
いきなり政府決定にもちこんで
きたことにびっくり

知的財産戦略本部
検証・評価・企画委員会（第3回）

インターネット上の海賊版対策に係る 現状と論点等整理


平成30年2月16日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合(第3回)

議事要旨

- 【日 時】 平成30年2月16日(金)14:00～16:00
- 【場 所】 中央合同庁舎4号館 共用第1特別会議室
- 【委 員】 中村座長、石川委員、内山委員、大崎委員、川上委員、喜連川委員、重村委員、瀬尾委員、竹宮委員、野間委員、福井委員、堀委員、宮島委員、菅野委員代理、華頂委員代理
- 【参 考 人】 後藤代表理事(CODA)、横崎事務局長(CODA)、森弁護士、木下准教授
- 【関係省庁】 総務省 豊嶋情報通信作品振興課長、大村消費者行政第二課長
経済産業省 山田コンテンツ産業課長、宮下模倣品対策室長
文化庁 奈良国際課長、小林著作権調査官
警察庁 佐々木生活経済対策管理官補佐、岩坂情報技術犯罪対策課補佐
財務省 加藤知的財産調査室長
- 【事 務 局】 住田局長、川嶋次長、小野寺参事官、岸本参事官、北神企画官、渡邊参事官補佐、南参事官補佐



中村伊知哉（慶應義塾大学教授）
石川和子（日本動画協会理事長）
内山 隆（青山学院大学総合文化政策学部教授）
大崎洋（吉本興業（株）代表取締役社長）
川上量生（カドカワ（株）代表取締役社長）
喜連川 優（国立情報学研究所所長）
重村一（ニッポン放送 代表取締役会長）
瀬尾太一（日本写真著作権協会常務理事）
竹宮恵子（漫画家、京都精華大学長）
野間省伸（講談社社長）
福井健策（弁護士）
堀義貴（ホリプロ社長）
宮島香澄（日テレ解説委員）

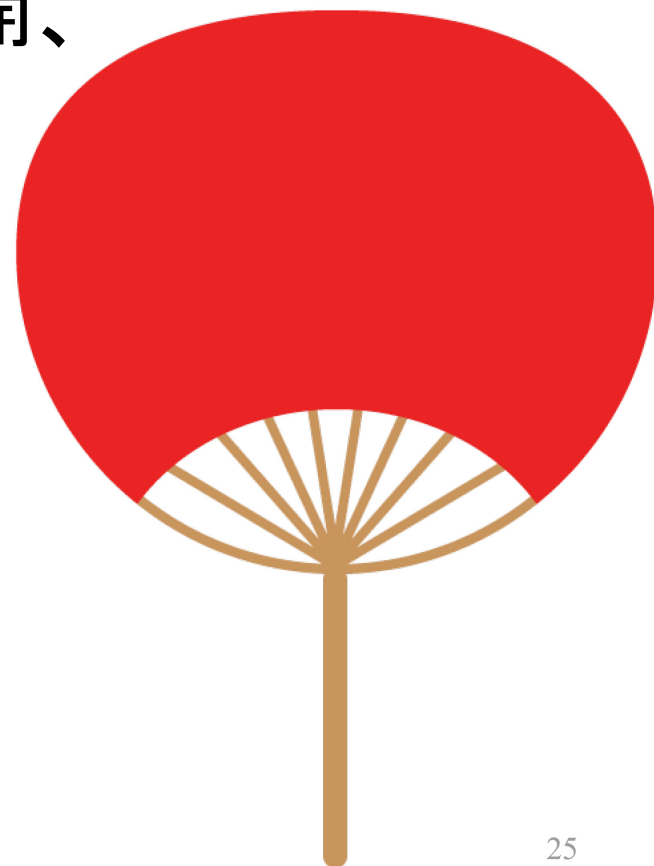
サイバー研の 方は

構成員

(座長)	さえき ひとし 佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
(座長代理)	ししど じょうじ 尖戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	きむら たかし 木村 孝	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 会長補佐 行政法律部会長
	きむら たま 木村 たま	主婦連合会 消費者相談室長
	よ代	
	こやま さとる 小山 覚	一般社団法人 ICT-ISAC ステアリング・コミッティ 副運営委員長
	しずめ もとき 鎮目 征樹	学習院大学法学部 教授
	なかお こうじ 中尾 康二	国立研究開発法人情報通信研究機構 サイバーセキュリティ研究所 主管研究員
	ふじもと まさよ 藤本 正代	情報セキュリティ大学院大学 客員教授
	もり りょうじ 森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	よしおか かつなり 吉岡 克成	横浜国立大学大学院環境情報研究院/ 先端科学高等研究院 准教授

閉じられた議論

2月16日の知的財産戦略本部「検証・評価・
企画委員会」での議論は非公開、
議事録もいまだ公開せず



ネットの
自由

著作権

通信の信頼

名誉

プライバシー

他の価値
への侵害
に無頓着
では？

通信の技術

通信の法律

著作権法

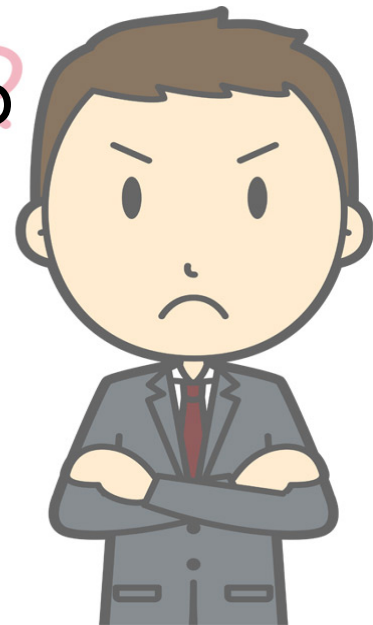
憲法



著作權法

知財村以外の知見が足りないまま 政府決定に至るから・・・

- ✓ 広告を規制して収入源を絶つ方法は試してみたの？
- ✓ CDNに対して働きかけたの？
- ✓ 検索事業者への働きかけはしたの？
- ✓ 使いやすい正規版の漫画サイトはあるの？
- ✓ 利用者への教育や啓発は十分だったの？



4月13日の決定

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（概要）

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

1. 背景

- ▶ 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

- ▶ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合でも、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、**緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるもの**と考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

3. ブロッキング対象ドメインについて

- ▶ 当面の対応としては、**法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置**として、**民間事業者による自主的な取組**として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。
- ▶ サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。


4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性

- ▶ インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、**学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。**





ハイライト
その1

- 
- 2017年夏～ 漫画村の閲覧者数急増
- 2018年2月16日 知財本部の検証・評価・企画委員会
- 2018年3月19日 菅官房長官の記者会見発言
「ブロッキング含め、あらゆる方策の可能性を検討」
- 4月6日 毎日新聞が一面で「政府、遮断要請へ」
- 4月13日 政府が緊急対策発表「3サイトへのブロッキングが適当」
- 4月23日 NTTグループが「ブロッキング実施する」と発表
- 4月26日 中澤弁護士がNコムを提訴
- 6月22日 知的財産本部に海賊版サイト対策TF発足
- 10月15日 TFがとりまとめを断念



ハイライト
その1

弁護士ドットコム > インターネット > 海賊版サイト「ブロッキング要請は法的に無理筋」東大・宍戸教授、立法を議論す

インターネット

2018年04月



宍戸常寿教授（2017年11月撮影）

海賊版サイト「ブロッキング要請は法的に無理筋」東大・宍戸教授、立法を議論すべきと批判

インターネット上で、マンガや雑誌が無料で読める「海賊版サイト」が、深刻な社会問題と

ズバリ

✓ ブロッキングは**通信の秘密の侵害**にあたる

- ✓ **海賊版サイトのブロッキングは「緊急避難」(刑法37条)の要件を満たさない**((1)現在の危難、(2)補充性、(3)法益の均衡)
- ✓ 過酷な人格権侵害がネット上で継続している児童ポルノだからこそ、ぎりぎり緊急避難の要件を満たした
- ✓ 公開の議論もなく、きちんとした立法手続きも踏まずに、無理筋な解釈変更で済ませようとするならば、**政府統治の正当性を破壊する**

著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言

平成 30 年 4 月 11 日

一般財団法人情報法制研究所

情報通信法制研究タスクフォース

(研究主幹：曾我部真裕)

このたび政府において検討されているプロバイダに対する著作権侵害サイトのブロッキング要請（以下、「本件要請」という。）には、以下の通り、法的に見て大きな問題があり、このような要請を行うことは差し控え、立法前の要請の可否、ブロッキングという措置自体の是非も含めて改めて冷静な議論を行うよう緊急に提言する。

1. 「緊急避難」(刑法 37 条) の要件充足性に関する疑問

日本国憲法 21 条 2 項後段は、「通信の秘密は、これを侵してはならない。」と定めている。その趣旨を踏まえ、電気通信事業法は、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は侵してはならないと定めた上で（同法 4 条）、通信の秘密の侵害に対して罰則を課している（同法 179 条）。そして、ブロッキングは、ユーザーのアクセス先のサイトをプロバイダが逐一確認してそれがブロッキング対象のサイトである場合にアクセスを遮断するものであるから、通信の秘密の「知得」「窃用」の構成要件に該当する。このようなブロッキングは、問題のサイトへアクセスしようとした利用者だけでなく、利用者一般の通信の秘密を「知得」という点で、典型的な通信の秘密の侵害に当たる。例えば、現在自主的な取組として行われているマルウェア感染サイトへのアクセス遮断も、ブロッキング同様、機械的にアクセス先を確認するものであり、利用者本人の明確

反対意見を表明した主な団体

情報法制研究所、モバイルコンテンツ
審査・運用監視機構、主婦連合会、イン
ターネットユーザー協会、日本インター
ネットプロバイダー協会、全国地域婦人
団体連絡協議会、日本ネットワークイン
フォメーションセンター、全国消費生活
相談員協会、安心ネットづくり促進協議
会…

知的財産戦略本部

「知的財産推進計画2018」決定
(2018年6月12日)

「知的財産戦略ビジョン」決定
(2018年6月12日)

検証・評価・企画委員会

○「推進計画2018」素案取りまとめ

産業財産権分野を取り扱う会合

(座長) 渡部 俊也
東京大学政策ビジョン研究センター 教授

コンテンツ分野を取り扱う会合

(座長) 中村 伊知哉
慶應義塾大学大学院
メディアデザイン研究科 教授

○オープンイノベーションに向けた知財マネジメント、地方・中小・農林水産分野における知財活用、知財教育、知財価値の評価及び損害賠償額の適正化等(※)について検討

○11月から5月まで6回開催

○コンテンツの海外展開促進、映画産業振興、デジタルアーカイブの推進、模倣品・海賊版対策等について検討

○11月から5月まで6回開催

※合同会合としても開催

○「推進計画2017」の進捗状況検証、データ・人工知能に関する財システム構築のフォローアップ、推進計画素案取りまとめ等

知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会

○「知的財産戦略ビジョン」(仮称)素案の取りまとめ

○2025年—2030年頃を見据えた中長期の社会・産業像、イノベーションの促進に向けた知的財産関連システムの刷新、知財創造教育人材・知財人材育成、クールジャパン資源の再発見・再生産メカニズム等について検討

○12月から4月頃まで6回開催

知財のビジネス価値評価検討 タスクフォース

(座長) 渡部 俊也
東京大学政策ビジョン研究センター 教授

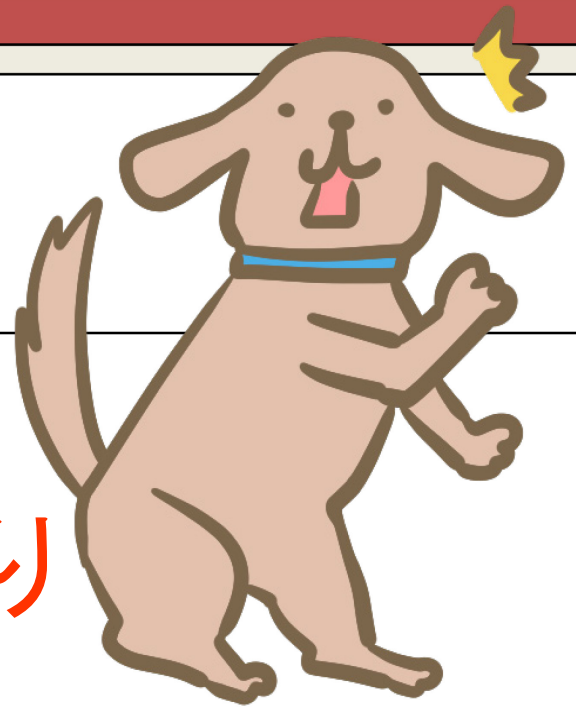
インターネット上の海賊版対策に関する 検討会議(タスクフォース)

(座長) 中村 伊知哉 慶應義塾大学大学院
メディアデザイン研究科教授
村井 純 慶應義塾大学大学院
政策・メディア研究科委員長

新規設置

※既に、タスクフォース設置については、4/2の検証・評価・企画委員会合同会合にて了承済。

第2のびっくり



事務局進行の強引さ

「総合対策を話し合う場」といいながら…

総合対策



中村伊知哉慶応大教授



「4月の政府決定から状況は大きく変わった」と話すのは、今年6月に始まった有識者会議の座長の一人、中村伊知哉慶応大教授だ。

政府がブロッキングを緊急対策として打ち出した後、問題の3サイトは事実上閉鎖され、出版社の売り上げは回復した。さらに会議の議論などを通じ、ブロッキング以外にも様々な対策が取り得ることも分かってきた=表=。中村座長は「現時点でブロッキングが『緊急避難に該当する』という解釈は成立しないと思う」とした上で、「**今後は知恵を出し合って総合的に対策をとりまとめていく。その中にブロッキングが入るかどうかは今後の議論次第。入らないという選択肢もありうる**」とする。

ブロッキング以外の諸対策

広告規制

使いやすい正規版サイトの振興

CDN事業者への法的働きかけ

国際執行の強化

検索結果の表示抑制

フィルタリング

リーチサイト規制

静止画ダウンロードの違法化

教育啓発

……欠点をあげ、不十分である点を強調

(アクセス制限(ブロッキング)に係る措置を行うための法制度整備について)

上述のように、海賊版サイトによる被害からの最終的な救済手段として、アクセス制限(ブロッキング)を考える場合、それに係る法制度整備を行うことが必要との考え方が多い。⁵³アクセス制限(ブロッキング)に係る措置については、

⁵² 回避手段の詳細については「5-2 6. ブロッキングの要件について」を参照。

⁵³ 例えば、出版広報センターの意見書(2018年4月13日)において、「リーチサイトの違法化や、サイトブロッキングを含めた具体的かつ実効性のある法制度の整備につながることを強く希望します」とされている。また、(一社)インターネットコンテンツセーフティ協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)電気通信事業者協会の連名の意見書(2018年4月11日)において、「海賊版

サイトは、あくまでも発信者への責任の追及や発信に利用されているサイトの閉鎖によるべきであり、仮にブロッキングという国民の権利に直接関係する手法を検討するのであれば、立法に向けた十分な議論がなされるべき」とされている。



4月11日の声明は

政府が「緊急避難」によって違法性を阻却できるという解釈により、超法規的な措置でブロッキングを進めようとしていた時期の声明

第1回 6月22日(金) 8:30~10:00

- 本検討会議の設置の背景及び検討のスコープについて

第2回 6月26日(火) 9:00~11:00

- 正規版流通の取組状況について①
- これまでの既存の海賊版対策に関する実効性評価について①

第3回 7月18日(水) 13:00~15:00

- 正規版流通の取組状況について②
- これまでの既存の海賊版対策に関する実効性評価について②
- 特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする制度整備の方向性について(諸外国における海賊版対策の概要含む)



<第4回以降の予定>

第4回 7月25日(水) 14:00~16:00

第5回 8月24日(金) 17:00~19:00

第6回 8月30日(木) 8:00~10:00



9月中旬頃

- 「中間取りまとめ(案)」について
(→ 「中間取りまとめ(案)」に対するパブリックコメント)

2018年4月13日

知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議 決定

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（概要）

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

1. 背景

- ▶ 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

- ▶ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、**緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるもの**と考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

3. ブロッキング対象ドメインについて

- ▶ 当面の対応としては、**法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置**として、**民間事業者による自主的な取組**として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。
- ▶ サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。

4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性

- ▶ インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、**学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。**

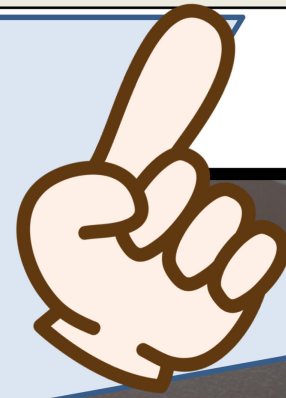
インターネット上の海賊版対策に関する進め方について

(3) 法制度整備

海賊版サイトへのブロッキングについて、緊急の対応として(1)(2)の措置を講じつつ、並行してその法的根拠を明確にするため、通信の秘密、知る権利との関係を含む法的論点について検討を行い、関係者の理解を得つつ、**次期通常国会を目指し**、すみやかに法制度の整備に向けて検討を行う。

ハイライトその2

8月24日第5回検討会



法律論だけでなく、通信の秘密の本質についても議論してほしい

プロバイダーは、その気になればユーザーの大量のアクセスログを悪用することもできる。それでも、ユーザーがネットを安心して使えるのは、通信の秘密がプロバイダーに、ユーザーの情報収集の自由を守る役割を担わせているから。

ブロッキングが導入されれば、プロバイダーの役割はユーザーを守る役割から、ユーザーを監視する立場に変わる。議論の本質は、ネット社会のあり方として、ユーザー監視の方向に進むのか、自由なネット社会を目指すのか、どちらを選ぶのか、ということ。
(中溝課長)



これに対し……

「あぜんとした。政府の一員でありながら、こんな次元の対立軸を立てるとは」(林委員)

「発言の適切性が若干気になる」
(住田事務局長)

勇気を得て波状攻撃

- ✓ JILISが情報公開請求で「3000億円盛りすぎ疑惑」を追求
- ✓ 山口貴士弁護士が米国司法制度を活用してクラウドフレアから漫画村運営者の情報を引き出す
- ✓ 山岡裕明弁護士が東京地裁でクラウドフレアに発信者情報開示などの仮処分決定をゲット
- ✓ 関係団体の各種シンポジウム
- ✓ 委員以外の専門家による意見書……

該当箇所	修文内容	理由
全体に関し	特に第3章以下	単にヒヤリング、書面の提出等で触れられただけであるにもかかわらず、検討の結果であるかのような記載が多い。議論がされたものとしてでないものは明確に書き分けるべきである。
6頁14行目～32行目	Itunesによる正規版流通について加筆されたい。	音楽に関する海賊版流通については、CD等の媒体からネット配信へのシフトが重要で、Itunesによる正規版のネット配信が大きなターニングポイントであった。この点に触れないのはアンバランスである。
11頁脚注1の12行目の括弧書き	削除するべき	機会の損失が売り上げの機会の減少であれば、それは逸失利益に他ならない。売上の機会の減少以外のものであれば、損害とは関係ない。いずれにしても矛盾した記述となる。また、この計算方法の正当性や位置づけについては、検証されておらず、審議会が一定の評価をしたかのような記述は避けるべきである。
12頁6行目「再び売上げが急拡大した。」	大きく低下しを「大きく低下した。ただし、売上げ自体は増加しており、売上げが減少するには到っていない」に変更するべき	売上げが減少していないことも、海賊版サイト対策への立法事実としては重要である。4000億円の電子書籍市場で3000億円の損害があるのであれば、売上げが減少していないということはあるべきである。
12頁6行目「また」から7行目「増加した。」まで	増加したの後に、「ただし、その後入会者数は減少して、政府決定から5ヶ月以内に政府決定時の入会者数を下まわっている。」と記載するべき。	dアニメストアは、すぐに4月13日の基準以下になっている。これは、少なくとも海賊版サイト等の影響が一過性であることを裏付けるものである。また、マンガ村が宣伝になっていた可能性。マンガ村と出版社の売上げが因果関係を欠く可能性等もあり、数字を検証せずに、海賊版サイトの影響の傍証とすることは許されない。
14頁14行目から同頁末まで	削除するべき。	CDNIに対する配信停止請求でサーバを特定する必要はないので、記載自体が基本的な誤りを含んでいる。また、逃亡する例が多いという具体的な根拠は審議会ですべて検討されていない。これはCDN事業者の運用等を確認するべきである。特に出版社がクラウドフレアに対する開示請求訴訟もしていない現状で、していないのに、逃亡されるというのは矛盾する。
15頁1行目から4行目まで	削除するべき。	出版社が具体的な請求をどの程度したのか明らかではない状況で相当困難と評価するのは早計である。実際に法的措置をせずに、困難というべきではない。
15頁11行目	「被害が拡大した」の後に、「ただし、CDN事業者に対する発信者情報開示請求及び配信停止請求に関する裁判手続きはとっていない。」を追記するべき。	削除要請を行うことができなかったという記述が、出版社が講じる措置を全ておこなったかのようなミスリードを与えるものであり、CDN事業者に対する法的措置をとっていないことを明記するべき。
15頁22行目から25行目	「近年、前述のように海賊版サイトの運営に際してオフショアホスティング・防弾ホスティング等を利用するケースが増えているが、「anitube」の場合は、CODAが調査を行いサイト運営者を特定することに成功した」に変更するべき。	防弾ホスティングの場合に、サイト運営者の特定が出来ないが増えていると言うが、実際にCDNIに対する発信者情報開示等を行っていない状況で、特定できないと断定するのは早計である。また、希有な例と言うのも断定するのは早計である。
17頁9行目	「に達した」を「達したという資料が示された」に変更する。	similarwebの数字の信用性には、重大な疑念があり、これが客観的な資料であるかのように扱うことは許されない。
20頁1行目海賊版サイトBの月間訪問数の推移	脚注に、訪問者数の出典がどこかを明示するべき	数字については、検証可能な程度に出典を示すべきである。
43頁3行目「また」から5行目「止められない」まで	「また、こうした業界団体に加盟していない企業も多数存在しており、そうした企業から海賊版サイトへの出稿停止を求める請求権は現行法上は存在しない。」	止められないというのは、あくまでも現行法の枠組みの問題であり、その点を明記するべき。
43頁12～13行目	削除するべき	広告モデルを採用していない大規模な海賊版サイトは、現時点では確認されていない。

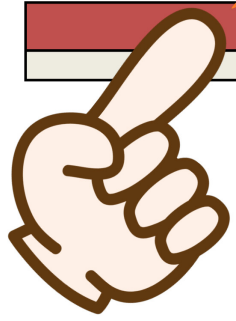
第8回穴戸委員提出資料 専門家から寄せられた指摘 約40項目も

勇気を得て波状攻撃

✓ 事務局とりまとめに反対する9委員の意見書

第8回(9月19日)に提出し、その次の9回(10月15日)にも結束を維持できた

※組織で参加している委員は調整も大変だったと思うのに・・・すごいと思いました



ハイライトその3

10月15日最後の攻防



熱かった……

森委員「検討会としては、何もとりまとめず、報告せず、検討会は無期限延期にしてください。その間にブロッキング以外の手段が講じられ、その効果を検証することができます。その結果、違憲の疑いがなくなる可能性もあるんです」

村井座長「座長として、何も報告をしないのは無責任だと思っている」

森委員「議事録でいいじゃないですか。全部、政府のホームページに公表されている。事務局の修正は、反対派の意見をきちんと反映してくれない。そのようなものが出ることに不安がある」

村井座長「事務局が強引に法制化を進めるというのは邪推。報告をしたくないというなら、あなたはなぜここに来たんですか。会議を開催するのに、どれだけコストがかかっていると思うんです？」

森委員「我々の使命は、報告書をまとめることじゃなく、国民のためにいいと思うことを考えて、行動することのはず。いい報告書だと思えば出すし、悪いと思えば出さない。村井先生こそ、なぜ、まとめを出さなきゃいけないと思うのですか」

村井先生の勇姿（10月30日親会）

この親委員会には、（賛成派の）6名がタスクフォースに参加しているが、（**反対の**）**意見書を出した9名はここには1名も入っていない**。座長を除く委員は18名で、その半分を占める9名の方が意見書を出したので、座長としては無視できない意見になった。

そのため、この部分もぜひ考慮していただきたい。9名の方は、ここには1名も来ていないので、その意見を聞くことが難しくなっている。

また、この9名の書いた意見書は、本日の資料には入っていない

第三のびっくり



不屈の精神？

まだ始まったばかり

2018年11月21日
慶應義塾大学 SFC 研究所
アドバンスド・パブリッシング・ラボ

漫画のインターネット流通環境整備に関する勉強会発足のお知らせ

漫画は日本を代表するエンターテインメントであり、アニメーションやゲームを始めとする広範なコンテンツ産業の源泉ともなっています。国内はもとより、アジア・欧米ほか諸外国においても多数のファンを獲得し、いわゆるクールジャパンの中心的存在です。とりわけ電子出版の普及により、国内外を問わず、時差なく読者が閲覧することが可能になりました。また、海外にも多くのクリエイターが生まれつつあります。

こうしたなか海賊版サイトの存在が、コンテンツ創出のエコシステムにとって大きな脅威となったことは記憶に新しいところです。

慶應義塾大学 SFC 研究所アドバンスド・パブリッシング・ラボ（以下、APL）は、インターネット時代の出版の未来を考えるためのラボとして発足しました。優れたエンターテインメント・コンテンツである漫画のさらなる発展と国際競争力を高めるために、APL 参加理事社とともに以下のような取り組みを開始することに合意しました。

- 一、国内外における流通基盤の整備・発展に関する研究
- 一、電子出版の一層の普及における技術的基盤の整備・発展に関する研究
- 一、国内外における漫画クリエイターの創作環境整備に関する研究
- 一、違法配信サイトに対する、技術的、法的、ビジネス的対抗策に関する研究

これらの取り組みについて私たちは、通信事業者の方々とも連携し、違法な海賊版サイトへの対策をはじめ、漫画文化のさらなる発展に寄与する所存です。

APL 代表・理事長 村井 純
<APL 参加理事社>
株式会社 KADOKAWA
株式会社講談社
株式会社集英社
株式会社小学館
株式会社出版デジタル機構

カギは民間の協力では？

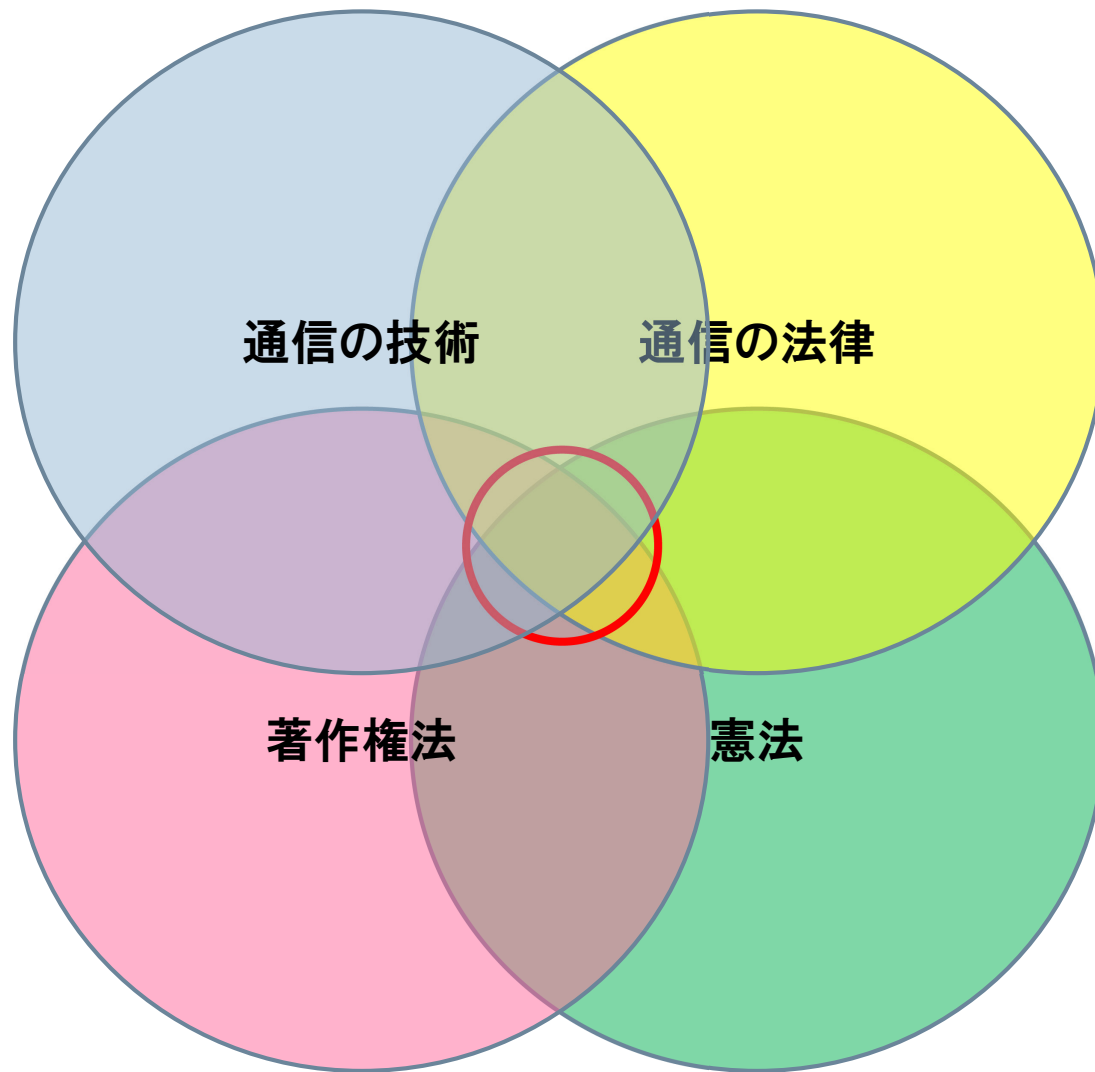
ブロッキング以外の対策で海賊版をどう押さえ込んでいくか

この連携体制ができるかどうかは今の課題です。出版社・権利者と通信・ISPが連携して対策を打つスキームができるなら、まず実行し、検証する。それができないと、ブロッキング法制化に向かう口実を与えます。

対策会議は座礁、延期となったのはボールが民間に投げられたことでもあると考えます。

中村伊知哉氏 11月24日付ヤフー
ブログ 海賊版対策会議を「終えて」。





通信の技術

通信の法律

著作権法

憲法

ご静聴ありがとうございました